

令和 3 年 第 5 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和 3 年 5 月 2 5 日 (火)

色麻町農業委員会議事録

令和3年5月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	欠員
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 11名 ・欠席 1名 ・欠員 1名

・会議録書記 遠藤 由美 ・ 事務局長 高橋 康起

議決事項 第14号議案 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
第15号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は10名、欠席1名、欠員1名でございます。
定足数に達しておりますので、第5回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
【異議なしの声あり】

議長 それでは、11番畑中長悦委員、1番高橋たえ子委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。
第14号議案、農地法第5条の規定による許可申請の意思決定についてを議題と致します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第14号議案 農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定による許可申請の意見決定について。
上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号3番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号3番、賃貸人〇〇さん、賃借人〇〇さん、申請地 黒沢字新川端〇一〇、地目 田、地積 830㎡。
申請内容は、北部土木事務所発注による深川河川災害復旧工事に伴う重機搬入及び資材運搬用仮設道路の設置、並びに資材置場の設置等に伴う一時転用であります。審議資料として、位置図、公図、配置図を配布しておりますのでご参照願います。
なお、本件につきましては、事前着工されており、請負業者に発注元から転用に関する説明がなされておらず、業者も認識不足であったとのことです。

そのことから、事務局から県に対し、事業発注時における転用等の指導についてあらためて要望したところでございます。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を7番菅原敏臣委員よりお願いします。

菅原委員 それでは、番号3番について、現地確認の報告をいたします。
農地法第5条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。
去る、5月10日、担当委員早坂勝一委員、渡邊義彦委員、それに私と、高橋事務局長の4名で現地確認をしてまいりました。
申請地の内容は、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。
確認事項といたしましては、農振農用地区域については、区域内ではございますが、災害復旧のための河川工事を目的とし、かつ、他の土地での代替可能性もないことから、やむを得ないものと判断いたしました。
無断転用につきましては、先ほど事務局から説明があったとおり、事前着工を行っている状況でございました。
土地改良区との関係につきましては、区域内でありますが一時的転用であることから、「許可申請書及び事業計画書概要等の内容を遵守し、工事完了に当たりその旨報告の上、現地確認することとする。」との条件が付され、承諾いただいております。
用排水路や被害防止についての問題はありませんでした。
指導事項につきましては、隣接地への被害防除対策及び発生した場合の迅速な対応の厳守、用排水路の保全、事業完了後の適切な現況復旧の厳守、工事車両の安全対策などについて、指導してまいりました。
また、今後においては、転用等の計画がある場合には、早い段階で町及び農業委員会に相談していただくことを申し添えております。
無断転用はありますが、申請内容について問題はありませんでした。
委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ、報告といたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。

議長 それでは、ご発言を頂きます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号3番は可と決しました。

議 長 番号4番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号4番 譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 四竈字北谷地○一〇、地目 畑、地積 284㎡、申請内容につきましては、住宅建築のための宅地転用でございます。

転用目的については、現在、娘夫婦宅に同居しており、それぞれ独立した生活をするため、現居住地から近い当該地を選定するもので、申請地は、公共施設、学校施設及び病院が近く、又、上下水設備も整っていることから第3種農地と判断でき、生活環境が整い利便性も良いことから、土地を取得し宅地転用するものであります。審議資料として、位置図、公図、配置図を配布しておりますのでご参照願います。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地調査の報告を7番 菅原敏臣委員よりお願いします。

菅原委員 それでは、番号4番について、現地確認の報告をいたします。

農地法第5条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。

現地調査の日程及び担当委員については、番号3番の報告と同様であり、申請地の内容及び転用目的については、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。

確認事項といたしましては、農振農用地区域外であります。

無断転用につきましては無しでございます。

土地改良区との関係なし。

用排水・被害防除についても問題ありませんでした。

私たちは何ら問題ないと見てまいりましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号4番については、可と決しました。

議長 第15号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第15号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号44番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号44番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 一の関字新原屋敷〇一〇、地目 田、地積 3,043㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、○○さんと利用権の再設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号44番は可と決しました。

議長 番号45番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号45番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 一の関字新西原前〇一〇 外1筆、地目 田、地積 3,957㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、○○さんと利用権の再設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

畑中委員 番号44番と番号45番は出し手が同じで受け手が別の方であるが隣地ではないのか。

議長 隣地ではありません。どちらの農地もそれぞれの隣地を耕作している方をお願いしている状況になります。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号45番は可と決しました。

議長 番号46番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号46番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 一の関字新西原前〇一〇 外2筆、地目 田、地積 3, 009㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、このたび相続登記が完了し、認定農業者である ○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

堀籠委員 賃借料が低く設定されているようだが、何か特別な理由があるのか。

議長 水利の便が悪い農地であることから低めに設定されているようである。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号46番は可と決しました。

本日附議されました案件につきましては、以上であります。
第5回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 9時55分

閉会時刻：午前10時20分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和3年5月25日

議長（会長） 堀籠勝恵 ⑩

署名委員 畑中長悦 ⑩

署名委員 高橋たえ子 ⑩